

関 係 各 位

香川県警察本部生活安全部
生 活 安 全 企 画 課 長
(公 印 省 略)

金属くず買受業者を対象とした届出制の開始について
新緑の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、安全で安心なまちづくりの実現に向け、深い御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

別添リーフレットのとおり本年6月1日から「盗難特定金属製物品の処分の
防止等に関する法律」が施行され、「主として銅からなる金属」を取扱う金属く
ず買受業を営む方は営業所ごとに、営業所の所在地を管轄する公安委員会への
届出が必要となり、「買受の相手方の本人確認」等が義務付けられます。

盗難金属類の流通し辛い環境を構築し、金属盗の発生を抑止するためには、
対象となる買受業者の皆様が漏れなく届出をし、法定の義務を履行することが
重要ですので、法を広く周知すべく、県警察として下記のとおり買受業者向け
の研修会の開催をはじめとした広報啓発活動に努めているところです。

つきましては、廃棄物処理法に基づく事業と並行して、金属くず買受業を営
む事業者もみられることから、貴所の取扱う広報媒体を通じて届出制の周知や
研修会の御案内をしていただくなど、本取組が金属盗の抑止に実効あるものと
なるべく御協力と御配慮をよろしくお願い致します。

記

1 開催場所・日時

(1) 丸亀陸上競技場 会議室4

令和8年6月12日(金) 午前10時から午前11時までの間

同 日 午後1時30分から午後2時30分までの間

(2) サンメッセ香川 小会議室

令和8年6月15日(月) 午前10時から午前11時までの間

同 日 午後1時30分から午後2時30分までの間

2 研修会内容

届出制の概要・事業者としての遵守事項・具体的な届出要領等

※内容は変わりませんので、御都合の良い研修会に御参加下さい。

【担当】生活安全企画課 高島

TEL087-833-0110 (内線 3042)